第四条第二項第六号を次のように改める。

六　平成二十九年改正法附則第六十七条第七項若しくは第九項又は第六十二条第八項若しくは第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第四十七条第一項若しくは第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十五第一項の規定

様式第一の記載要領第四号の表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成29年旧措置法」という。）第42条の４第１項	00563	法規別表六（六）「22」の欄の金額
	第42条の４第１項	00595	
	平成29年旧措置法第42条の４第２項	00564	法規別表六（七）「18」の欄の金額
	第42条の４第３項	00596	
	第42条の４第６項	00565	法規別表六（八）「10」の欄の金額
	平成29年旧措置法第42条の４第４項第１号	00486	法規別表六（九）「22」の欄の金額
	第42条の４第７項	00012	

様式第一の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項中

所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成27年旧措置法」という。）第42条の５第１項及び第６項（償却費）（同条第１項第１号イ）	00431	特別償却限度額の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成27年旧措置法第42条の５第１項及び第６項（同条第１項第１号イ））	00432	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
平成28年旧措置法第42条の５第１項及び第６項（償却費）（同条第１項第１号ロ）	00566	特別償却限度額の欄の金額

を

平成28年旧措置法第42条の５第１項及び第６項（償却費）（同条第１項第１号ロ）	00566	特別償却限度額の欄の金額

に改め、同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（九）「17」」を「別表六（十一）「17」」に、「別表六（九）「22」」を「別表六（十一）「22」」に改め、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却の項中「第42条の６第２項」を「平成29年旧措置法第42条の６第２項」に改め、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の６第３項」を「第42条の６第２項」に、「別表六（十）「16」」を「別表六（十二）「16」」に、「第42条の６第４項」を「平成29年旧措置法第42条の６第４項」に、「別表六（十）「22」」を「別表六（十二）「22」」に、「第42条の６第５項」を「第42条の６第３項」に、「別表六（十）「27」」を「別表六（十二）「27」」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までの規定中「別表六（十一）「18」」を「別表六（十三）「18」」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「）、」を「）又は」に改め、「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の９第２項（同条第１項の表の第１号から第５号まで）」を削り、「別表六（十一）「23」」を「別表六（十三）「23」」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項及び国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第１項第１号（償却費）	00586	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の10第１項第１号）	00587	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第42条の10第１項第２号（償却費）	00504	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の10第１項第２号）	00505	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の10第２項	00507	法規別表六（十五）「19」の欄の金額